

平成30年度第12回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

平成30年度第12回定例松本市教育委員会会議録

平成30年度第12回定例松本市教育委員会が平成31年3月22日午後2時00分教育委員室に招集された。

平成31年3月22日（金）

議 事 日 程

平成31年3月22日午後2時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[議案]

- 第1号 松本市教育委員会組織規則の一部改正について
- 第2号 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について
- 第3号 松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
- 第4号 松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について
- 第5号 松本市教職員住宅管理規則の一部改正について
- 第6号 松本市教育委員会条例施行規則の一部改正について
- 第7号 長野県スクールソーシャルワーカーの市教育委員会派遣に係る覚書の締結について
- 第8号 松本市キャリア教育推進協議会設置要綱の廃止について
- 第9号 松本市文化財保護条例施行規則の一部改正について
- 第10号 松本市南・西外堀整備研究専門員設置要綱の廃止について

[報告]

- 第1号 平成31年松本市議会2月定例会の結果について
- 第2号 教育文化センターにおけるSNSの運用について
- 第3号 いじめ・体罰等の実態調査【12・1月】の結果について
- 第4号 スポーツ庁公募企画「平成30年度運動部活動改革プラン」完了について
- 第5号 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
- 第6号 平成31年度松本市立中学校における部活動指導員任用事務取扱要領について
- 第7号 学校給食費の不納欠損について

- 第8号 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について
- 第9号 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会委員等の委嘱について
- 第10号 旧昭和興業製糸場の登録有形文化財への登録について
- 第11号 松本市文化財保護条例の一部改正について

[周知]

- 1 スマホの啓発チラシについて
- 2 教育文化センタープラネタリウム及び旧山辺学校校舎（山辺学校歴史民俗資料館）のリニューアルオープンについて
- 3 春の大型連休における教育施設の開館について
- 4 松本市寿公民館の臨時休館について
- 5 第20回国宝松本城「夜桜会」の開催について
- 6 松本市立博物館分館の企画展開催について

[その他]

〔出席委員〕

教 育 長	赤 羽 郁 夫
教育長職務代理者	市 川 莊 一
教 育 委 員	福 島 智 子
〃	山 田 幸 江
〃	橋 本 要 人

〔出席職員〕

教 育 部 長	矢久保 学
地域づくり部長	守 屋 千 秋
こども福祉課長	高 山 秀 一 (こども部長代理)
教育政策課長	小 林 伸 一
教育文化センター所長	中 村 誠
学校教育課長	麻 田 仁 郎
学校指導課長	横 田 則 雄
学校給食課長	清 澤 秀 幸
生涯学習課長 兼	
中央公民館長	栗 田 正 和
中央図書館長	瀧 澤 裕 子
文化財課長	大 竹 永 明
松本城管理事務所長	手 島 学
美術館副館長	小 口 一 夫
博物館長	木 下 守
基幹博物館建設担当課長	中 原 和 彦

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	金 井 稔
教育政策課	
教育政策担当係長	堀 敬 子

《開会宣言》 午後２時００分

赤羽教育長は平成３０年度第１２回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 本年度最後の定例教育委員会となります。平成もあとわずかということで、改めて平成という時代を私なりに教育という点から考えると、私は昭和、平成と教員をやってきたわけですが、昭和の時代に比べると、変化の激しい時代だったなあと思っています。

特に、人々の価値観が非常に大きく変わって、同時に、少子高齢化ですとか地域のコミュニティの崩壊ですとか、市町村合併も行われて、地方が疲弊化して、東京一極集中が進んでいるというようなことが顕在化して、光と影といいますか、それが色濃く反映した時代だったのかなと思っています。

特に学校では、学校の荒れが顕在化してきたり、不登校の増加ということが深刻化してきました。また、大学生の学力低下ということが発端になって、義務教育段階においても学力論争ということに火がついて、全国学力学習状況調査が平成１９年から実施されるというようなこともありました。

そして、近年では特にいじめによる自殺事案が多発して、学校ですとか教育委員会の対応ですとかあり方が問われており、議員立法によって法整備も進められて、今現在に至っているところです。

また、一方では、情報化社会というようなことで、子どもたちのゲームですとか携帯、スマホ等の問題、便利さを求め続けてきた私たちの社会のあり方も一緒に問われるような、そんな時代でもあったのかなと思いますし、ここへきて、親による子どもへの虐待というのが頻発して、苦しむ子どもたちがたくさんいるという現状に、なかなか妙案、いい手が打てないこの社会というのをどう考えていくのか。どんな時代にあっても子どもたち、それから教育という営みというのは、希望を見出していかななくてはいけない。そうでないと、持続可能な社会は維持できないのではないかなということを感じるわけです。

昨日、世界の幸福度ランキングというものが発表されて、日本は５９位ということでしたが、ばらつきがありました。健康寿命等では世界第２位と非常にいいですが、例えば、人と人との関係の許容度みたいな寛容さみたいなものについては１００位近くで、そういう意味では非常に生きにくい社会を私たちは作ってきてしまったのかなと思うので、余計、人間がもっと人として当たり前

に生きていけるような緩やかで温かい人間関係というものを基盤にした社会というものをまた作っていかなくてはいけないのかなということを思うこともあります。

今から20年くらい前、経済危機に瀕したギリシャが非常に経済的な混乱をしたときに、ギリシャの街中には、「目を覚ませ、目を覚ますんだ。」という看板がたくさん掲げられていたということを聞いたことがあります、今の私たちの現状も近いものがあるのかなということを感じることもあります。

教育委員会としても、諸課題に対してどうしていくかということについて、常に問い直していくような営みを続けていかなくてはいけないかなと、新しい時代はそんなこともしっかり思いながら立ち向かっていけたらなあと思っています。

それでは、3分間スピーチを木下博物館長お願いします。

木下博物館長 「人付き合いの変化」について

教育長 ありがとうございます。

次回、中原基幹博物館建設担当課長ですので、よろしくお願いいたします。

《会議録の承認》

教育長 それでは、会議録の承認ですが、平成30年度第8回、9回、10回の定例教育委員会の会議録については、お認めいただくということによろしいですか。

全教育委員 結構です。

《署名員の指名》

本日の会議録署名委員は、市川委員、福島委員です。

《議案審議》

教育長 本日の案件は、議案が10件、報告が11件、周知事項が6件です。

<議案第1号> 松本市教育委員会組織規則の一部改正について

教育政策課長 議案第1号「松本市教育委員会組織規則の一部改正について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございますか。

それでは、特にご発言が無いようですので、議案第1号については、承認することとします。

<議案第2号> 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について

教育政策課長 議案第2号「松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について」説明

教育長 ご質問、ご意見ございますか。

それでは、特にご発言が無いようですので、議案第2号についても承認することとします。

<議案第3号> 松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について

教育政策課長 議案第3号「松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について」説明

教育長 議案第3号についても承認することとします。

<議案第4号> 松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について

教育政策課長 議案第4号「松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について」説明

教育長 議案第4号についても承認することとします。

<議案第5号> 松本市教職員住宅管理規則の一部改正について

学校教育課長 議案第5号「松本市教職員住宅管理規則の一部改正について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございますか。

市川委員 今のニーズに合っていないですか。

教育長 補助の関係もあります。教員住宅は安いので、住宅手当が出にくいです。いいところに入って住宅手当をもらったほうがいいというような考えもあります。今は、特に若い方々は、新しいきれいなところに入りたいと。昔は異動のときに、あなたはこの教員住宅に入りなさいという風に決められて、そこへ入るという状況でしたが、今は自分で探すから教員住宅は心配しないで結構ですとい

う風に言われてしまうのが現状です。

学校教育課長 信明中学校の前にあるオール電化の教員住宅が6部屋ありますが、今入っている方はお一人です。5万、6万するので教員住宅の中では高いほうですが、そういういい部屋ではありますが、なかなかその辺が難しいところです。安い値段のところは教員で入っておられる方というのは、講師だとか非常勤の方で、比較的、給料的に制限があるような方が教員住宅をなるべく利用しているという現状で、普通の正規の先生方はどちらかというと一般のアパートに入っているという現状です。

教育長 教員住宅に入ると、町会みたいなものに加入してもらいたいとか、一緒にいろいろなことをやっていただきたいというような地元からの要請もあります。そういうのも煩わしいから、民間のアパートへ入ってしまえばそういうことがなくていいとか、いろいろなことが条件に重なって、なかなか教員住宅をご利用いただけない方たちが多いということです。

橋本委員 質問ですが、普通の市役所の職員にこのような住宅というのは無いですか。教員だけですか。

学校教育課長 教員だけしか用意していません。

橋本委員 世の中全般的な動きとしては、以前は社宅のようなものが充実していたのが、一般住宅の充実に伴って社宅がどんどん減っているということで、教員住宅も減っていくというお話でした。しかし、ここ最近は、危機管理の観点から、一定のポストに就いた人は24時間縛るような形で、例えば本社に近いところの社宅とか、市役所の本庁舎に近いところでいつでもすぐ飛び出てこられるようなことを義務付けるような傾向もみられます。教員だけで考えるというより、市役所全体の危機管理のあり方とこのような住宅をどのように保存、あるいは活用していくのかというようなことを考える必要があるかもしれないという気がします。

教育長 そうですね。危機管理の点から、基本的に教職員は、校長、教頭は任地居住が原則です。普段、学校では学校から近い順に教職員を登録していて、いざという時にはそこへ連絡をするようになっています。後はもちろん校長、教頭には連絡が行くようにはなっていますが。今の危機管理という視点もこれからは非常に大切な視点になってくるのかなと思います。

それでは、議案第5号については承認することとします。

<議案第6号> 松本市教育委員会条例施行規則の一部改正について

教育政策課長 議案第6号「松本市教育委員会条例施行規則の一部改正について」説明
教育長 ご質問、ご意見等ございますか。

特に、ご発言が無いようですので、議案第6号については承認することとします。

<議案第7号> 長野県スクールソーシャルワーカーの市教育委員会派遣に係る覚書の締結について

学校指導課長 議案第7号「長野県スクールソーシャルワーカーの市教育委員会派遣に係る覚書の締結について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございますか。

今後はどうなるか分からないですが、派遣は来年1年で毎年覚書を交わしながらいくということですね。

今までは教育事務所のSSWに連絡をして、そこで派遣の調整等をして学校へ入っていただいたりしましたが、市教委に配置になれば直に他の指導主事等とも動いていただくとスピーディーに対応が可能になるという風に理解していますか。

学校指導課長 はい。

教育長 はい、橋本委員どうぞ。

橋本委員 連携という風にいうと非常にいいことですね、どんどん進めればいいじゃないですかという風に総論としては思いますが、松本市側として長野県からSSWが派遣されることに関して、警戒をしておかないといけないというところは、どういうところがありますか。

学校指導課長 一つは、今回、派遣される方たちがどんな風に学校にかかわっていただけるのかというのは、まだ未知数な部分があります。派遣したものの活用されていないのではないかなというようになってくると難しいかなと思います。どんな風にこの方たちを活用していくか、その活用の仕方は手探りです。これまでは、コントロールを全部県の中信教育事務所のほうでもらっていましたが、こ

の2名の方が派遣されたときに、サービスの監督を全部市教委に任せてもらえるのかというようにここにこだわりましたが、一部という表現にとどまりました。ここのところは、私たち教育委員会の担当者がこうしてほしい、ああしてほしいといったことに全て協力してもらえるかどうかということ、来年度、1年やってみないと難しいかなと思っています。

また、事案によっては、どういう風に市の生徒指導の担当のところと役割分担をしていくのかというようなことは、これからまだ手探りの状態だと思います。おそらく、費用的には報酬と費用弁償は全部県が負担してくれるということですが、その他の経費について、松本市教育委員会が負担するというのは、何があるのかということも、私たちも心配しているところです。どの程度までサービス監督に我々に権限があるのかというようなことや、その他の経費というのはどんなものを想定しているのか、まだ始まってみないと分からないところかなと思います。

橋本委員 一言で言うと、実効性を上げるために、指揮命令系統をどういう風にやると一番実効性が上がるかということですね。

教育長 S S Wは時間が決まっていますよね。

学校指導課長 7時間です。

教育長 だから、もし事案とかで時間を超えたりして、トータルの時間をオーバーするようなときに、もしかしたら市がその分を負担しろというようなことも考えられるのかもしれませんが、そのところも勘案しながら、運用の中で課題等を整理していく必要があるのかなと思っています。

山田委員 一つだけよろしいですか。今のS S Wで、第3条の業務で、学校内におけるチーム支援体制の構築とか保護者や教職員への支援と書いてありますが、これは学校が希望すれば来てもらえるということでしょうか。4月1日からもう来てくださるのであれば、今も市のS S Wの人は何かあるとお願いして時間があれば来て相談して下さっていますが、そういうような感じでできるのであれば、各学校にその旨を知らせたほうがいいのかということも思ったのですが、その辺はどうでしょうか。

学校指導課長 当然、市のスクールソーシャルワーカーと同じような機能を持たせたいということもありますが、それが我々のサービス監督権でそういう風にできるのか、そ

ういう自由度があるのかということについては、まだ未定の部分があるので、それがまとまり次第、こんな風にやっていきますという形で校長会や教頭会でお示しをして、できるだけ早く、できれば細かなニーズに対応していきたいと思っています。

教育長 そうですね。2名いらっしゃるので、例えば、1名は小学校を中心にとか1名は中学校を中心にとか、地域別にとか、運用の仕方についても、またSSWの方たちとの関係もあるので、その辺も調整をしながら。またどんな方が配置になるのかということも非常に大きな要素になるので、その辺も見極めながら支援体制をどのようにしていくかということも、手探りで始めていくのかなと思っています。

よろしいですか。それでは、議案第7号については承認することとします。

<議案第8号> 松本市キャリア教育推進協議会設置要綱の廃止について

生涯学習課長 議案第8号「松本市キャリア教育推進協議会設置要綱の廃止について」説明
教育長 ご質問、ご意見等ございますか。

市川委員 市川委員どうですか。キャリア教育等、いろいろな関係できっと関わっていただいていたと思いますので。

市川委員 私はもう一回勉強し直す気がします。

橋本委員 一つだけいいですか。

教育長 はい。

橋本委員 私も、何度か高校に呼ばれて話をしろとか、話をしたことがあるのですが、先ほど教育長がおっしゃっていたように、世の中がむちゃくちゃ変わっていて、例えば高校生にしても中学生にしても、若い人は会社の中では入ったばかりで会社の全体像は分からないけれど、自分が勉強してきて自分が仕事をやっていることとのギャップとか、今、学校にいる人にとってみて一番ビビットに感じるのは、おやじの話ではなくて、もう少し年代の近い若い人の話のほうがビビットに伝わるのではないかということ、ずっと考えています。しかし、社会がなかなか許すような状況になっていないということも一方であると思いますが、そこをどうやって結びつけるかということはこのキャリア教育のときに、もう少し考えてみてもいいのではないかなという気はしています。

市川委員 さっき勉強したいと言ったのは、私の場合は中高のつながりぐあい。中学校から高校まで行くとその両方はつなげて行くということを最近はずごく感じています。そのやり方は企業においても勉強をしないと生きてこないという感じですが。

教育長 確かに、キャリア教育という言葉が昔の自分の職業感や勤労感やそういうものを次世代につなげていくというような、ここにギャップが多過ぎて、今は結構企業の採用担当の人たちもかなり若い人になってきましたよね。ただ、つながっていく部分の根底には大事なことがきちっとつながっているのだろうなあと思います。小山会長もこの間おっしゃいましたが、松本のキャリア教育は学校を核にしなかったことがよかった。公民館ですとか地域ですので、学校サポート事業から始めたときも、キャリア教育でコミュニティスクールも、学校を核にしないで、公民館長さんをコーディネーターにして始めたので、非常に広いところからスタートしているので、松本は非常にスパンが広い中で進めていったということがよかったというお話をいただきました。逆にいろいろな多様な人たちと接したりする機会をいかに子どもたちも若者も含めてもっていくか、そのことはこれからも大きな課題になると思います。私の個人的な思いとして、今までのキャリア教育は下手をすると職業選択教育になってしまったような部分もありますね。夢は何ですか、将来何になりたいって。でもそれは、私たちが若者に、例えば世の中のこういう人たちのために貢献できるような人生を歩みたいとか、世界へ行ってこういうことで貢献できる人になりたいとか、こういう職業に就きたいとかという感じではなくて、松本へ残って地域づくりを本当にやりたいとか、それでみんなのこういう地域をつくりたいとか、こういう世の中にしたいからとかという目的意識みたいなものが、ただの職業選択とかそういう風にならないようなことを目指していけたらなあと思います。

それでは要綱は廃止になりますが、この提言は今後きちっと生かしていくということで、また今後のあり方についても課長のほうから生涯学習課のほうでもどこかの機会で、こんな方向でという話をどこかでみんなで来年度議論できたらなあと思っていますので、またよろしく願いいたします。

それでは、議案第8号については承認することとします。

<報告第11号> 松本市文化財保護条例の一部改正について

文化財課長 報告第11号「松本市文化財保護条例の一部改正について」説明

<議案第9号> 松本市文化財保護条例施行規則の一部改正について

文化財課長 議案第9号「松本市文化財保護条例施行規則の一部改正について」説明

教育長 それでは、議案第9号と報告第11号を合わせて扱うことといたします。

ご質問、ご意見等ございますか。

今回のこの取組みは、例えば県内ですとか、全国での取組みの状況はどうなっていますか。

文化財課長 既に、国に準じて地方自治体で登録文化財制度を持っているのは、京都府が持っていると思います。他は、京都府を参考にしていますが、他にもいくつかあると思います。

教育長 基本的には登録ということで緩い形ですが、この3点、ア、イ、ウにあるものをできるだけ残して、保存等をしていくと。

よろしいですか。特にご発言が無いようですので、議案第9号合わせて報告第11号は承認することとします。

<議案第10号> 松本市南・西外堀整備研究専門員設置要綱の廃止について

文化財課長 議案第10号「松本市南・西外堀整備研究専門員設置要綱の廃止について」説明

教育長 よろしいですか。

それでは、議案第10号については承認することとします。

<報告第1号> 平成31年松本市議会2月定例会の結果について

教育政策課長 報告第1号「平成31年松本市議会2月定例会の結果について」説明

教育長 2月定例会の結果について報告がありました。

ご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、報告第1号については異議なく承認することとします。

<報告第2号> 教育文化センターにおけるSNSの運用について

教育文化センター所長 報告第2号「教育文化センターにおけるSNSの運用について」
説明

教育長 よろしいですか。

それでは、報告第2号については異議なく承認することとします。

<報告第3号> いじめ・体罰等の実態調査【12・1月】の結果について

学校指導課長 報告第3号「教育文化センターにおけるSNSの運用について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございますか。山田委員どうぞ。

山田委員 67ページのいじめ・体罰等の発生区分のところの再発というのが、小学校で7件、中学校で3件ありますが、いじめが再発なのか、体罰が再発なのか。それから、同じ子が体罰、いじめを受けているのか、具体的な内容が分かたら教えてください。

学校指導課長 いじめの137件のうちの内訳になりますので、体罰が再発したということではございません。具体的にこの7件と3件が何年生のどういう状況かということは、今お伝えできないのですが、同じお子さんが、一定の期間、一応3カ月を目安としていますが、3カ月間何もなければそれは解消したという数字に移っていきます。再発というのは、被害を受けているという風に認知したお子さんが、一定の期間解消したかに見えたが、3カ月以内にまた同じような嫌な思いをした、あるいは違う形で嫌な思いをしたということでこちらにカウントされているということでございます。

山田委員 ありがとうございます。

教育長 それについて山田委員、何かありますか。

山田委員 同じ子がまた同じような思いをしているのが続くようでしたら、何か対応を考えてあげないといけないのかなということが心配になりました。体罰ではないということですね。

学校指導課長 はい。

山田委員 いじめということになると、子どもが関わっていることなので、もし続くようなら、学校のほうに確認したほうがいいのかなと思いました。

教育長 実際、なかなかその辺が人間関係で難しいところですよ。どうも、あの子とあの子は馬が合わないとか、いつでもトラブルになってしまうとかというこ

とが、現実的には学校内にはあるので、なかなかその辺が難しいところです。あることをきっかけに見違えるほど仲よくなってみたりとか、よく分からない部分がありますよね。

山田委員 本人はいじめられていると思っても、やっているほうはいじめてないと思うし、難しいなあと思います。

教育長 はい。他にありますか。

それでは、報告第3号については承認することとします。

<報告第4号> スポーツ庁公募企画「平成30年度運動部活動改革プラン」完了について

学校指導課長 報告第4号「スポーツ庁公募企画「平成30年度運動部活動改革プラン」完了について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございましたら、お出してください。

よろしいですか。特にご発言がありませんので、このような形で報告書にまとめさせていただきましたので、ぜひ、今後活用を図っていきたいということで、報告第4号については承認することとします。

<報告第5号> 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

学校指導課長 報告第5号「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございますか。福島委員どうぞ。

福島委員 この全国体力・運動能力・習慣調査の目的は、何のためやられているものか教えてください。

学校指導課長 これは、スポーツ庁から出されているものでございまして、子どもたちの体力の状況を把握、分析することによる、国レベルで申しあげますと、子どもたちの体力向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るということが一つ目標になっております。

福島委員 質問ですが、73ページで、授業改善のためにこの数値を活用すると書いてあり、子どもの体力とか運動習慣というのを毎年出して、学校の授業の中で体育として向上できるという考えに基づいてこれを行っているのか。一般的に考えると、体力は部活動とか学校外の過ごし方がかなり影響しているのではない

かと思いますが、この数値を学校でやる授業でどうすれば改善されるという風に考えていらっしゃいますか。

学校指導課長 体育の授業で自分たちの体の発育、発達、あるいは体力の向上に関心をもつということを通して、より多くの子たちがスポーツに親しんでもらえるということになれば、必然的に体力向上につながっていくと思います。

それと、体育の授業の中で、十分に子供たちが精いっぱい運動しているかどうか、そういうことも一つあると思います。余りにも活動時間が確保されずに、本来、体育の授業の中で身につけられる体力や運動能力、いわゆるスポーツの能力が身についていないのではないかという教師側の振返りというようなことについても、この調査を通して振返りができるのではないか、もう少し体育の授業自体を充実させていこうというようなことは一つ言えるのではないかと思います。今、中学校でいえば週3時間、体育の授業があると思うのですが、体育の授業の中だけで体力向上が可能なのかどうかということも今後検討していかななくてはいけないところだと思いますし、小学校について言えば、休み時間に外で遊んだり体育館で遊んだり、いわゆるスポーツの体育の授業以外にスポーツの活動、運動の活動に取り組んでいるかというようなことについても、こういう結果をもとに検証が要るのではないかと思います。

いずれにしてもまだ体育の授業が不十分ではないかというような投げかけは、おそらくこの調査を通して各学校がされていて、それを基に授業の改善を進めていく一つの指標にはなっているのではないかと考えています。

福島委員 あと、もう一ついいですか。

教育長 はい。

福島委員 松本市全体で出ていますが、学校ごとのデータはありますか。

学校指導課長 はい。学校ごとには学校にはフィードバックされています。全国平均、県平均、学校の様子。

福島委員 そうすると、部活動をやっている分とやっていない分とか、そういうもう少し詳しい情報は一緒に考察できるようなものになっていますか。

学校指導課長 やっている人とやっていない人という区分けは、おそらくされていないと思います。そういうクロス集計をかければ出てくるとは思います。学校全体の状況というのは、中学2年生と小学校5年生の状況に限りますが、その子たちの

様子は学校ごとには出てきているということです。

教育長 この調査自体も、体育の時間を活用してやっているということですよ。

学校指導課長 そうです。

教育長 あくまでも体育の授業ということが基本になっている。このところを見ると小学校と中学校が違うことがよく分かって、小学校の体育は専門でない先生も大勢いて、体育が苦手な先生も体育をやっているというような現状があるので、非常に体育の活動内容にもばらつきがあるというのが現状です。それは全国的にも言われて、小学校の体育の授業の充実ということが求められているということもあります。そのことは、大きな課題です。ただ、基本的には個人差があるので、毎年5年生と中2をやってもばらつきがあるというのは当然だと思いますので、少し長いスパンでこれを見ていくということも必要ですよ。そうでないと、単年度では種目によってもかなりばらつきがあると感じています。

それでは、報告第5号については承認することとします。

<報告第6号> 平成31年度松本市立中学校における部活動指導員任用事務取扱要領について

学校指導課長 報告第6号「平成31年度松本市立中学校における部活動指導員任用事務取扱要領について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございますか。

市川委員 よろしいですか。

教育長 はい。

市川委員 この部活動というのと、先ほどの「平成30年度運動部活動改革プラン」とも非常につながっていると思っていますが、これにもう一つ、先ほどの体力測定、これらは全部一緒にまとめて子どもたちが強いい体を作るというのが根本にはあるのではないかと思います。松本市全部がみんな強いい子を作ろうではないかというところに届くような、つながりというか、こういうものができればいいのではないかなという感じがします。一つ一つができ上がっていくのがちょっと心配というか、三つをつなげていくような、上に立って見てくれるというか、そんなことを希望したいなあと思います。

教育長 根本には子どもたちの健全な成長と体の健やかな発達ということをどう保障

していくかという視点が一番の基盤にあると思います。そこに部活動ですとか日ごろの学校の体育だとかいろいろなものが合わさって、そして、生涯にわたって健康でスポーツに親しむという、それがまた健康の維持ですとか、生きがいだとかいろいろにつながっていくという、そういう大きな体系のもとで考えていくということは、非常に大事なことだだと思います。またそういう視点もいつでも忘れないようにしていかなないと、どうしても部分に目が行って、これをどうするか、あれをどうするかという議論になっていくことだけは気をつけていかななくてはいけない部分かなと思います。またぜひ、折に触れてそういう論議をしていけたらと思っています。他には、よろしいですか。

それでは、報告第6号については承認することとします。

<報告第7号> 学校給食費の不納欠損について

学校給食課長 報告第7号「学校給食費の不納欠損について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございますか。

橋本委員 いいですか。

教育長 はい、橋本委員どうぞ。

橋本委員 今回8世帯で、4世帯が母子家庭、残り4世帯が海外ですか。

学校給食課長 そうです。2世帯は海外、自国へ帰国してしまったというケースです。残りの2世帯は所在が分からずに、市民課のほうに住民票の除票の請求をしました。が、それでも住所不明ということで調査をかけても所在が分からないという案件でございます。

橋本委員 全般的には貧富の格差問題というのが非常に微妙な問題になってきていると思います。ここにあるように、就学援助制度だとか児童手当で面倒を見ているからそこは大分減ってきている。ここにあるような確信犯はかなりたちが悪いわけですね。その防ぐというのはなかなか難しいだろうと思いますが、まずは不納初期の段階でどういう対応を取るかということと、不納が1カ月、2カ月と続いていったときに、どのように催告をし続けるかというこの二点だろうと思いますが、その辺での具体的な今のやり方というのは如何ですか。

学校給食課長 実は、今、学校給食費については私会計で運用しておりまして、平成32年から公会計に移行する準備を進めているところです。今現在は、学校を通じて

フェイストゥフェイスで督促ができるものですから、おそらくこまめに連絡を取りながらやっただけのおかげで、昨年99.4%という収納率になっていると思います。全体では11億3,000万円ありますので、そのうちの滞納債権が現年度で60万円、その程度になっているのは学校の先生方が一生懸命やっただけのおかげだと思っております。

橋本委員 学校の先生がやると、教育に影響が無いようにとか、家庭への配慮とかという形で、かなり柔らかくなりますよね。一方、第三者がやると「バンッ」と厳しくなるし、それが学校教育と絡んでいるだけに、いいのか悪いのかという判断が難しいところですね。

教育長 私会計で今までずっと進んできていますので、私会計の場合、一応規則では校長が集金の責任者になっています。だから、第三者ではなくて、校長が基本的には集めて、学校給食のほうへ納めるという形になっています。それが時代に合わないだろうということで、公会計化を進めているわけですが、以前はPTAが責任をもって集めるということで、その時代が一番未納が少なかったですね。ところが、いろいろな問題が出てきて、時代の要請もあって、自動振替になったわけです。自動振替になってもまだ学校は責任があるので、集金に歩いたりとか、督促を担当から出したりとか、教頭が集金に歩いたりとか。確かにご指摘のような制度自体にも少し不備があるので、そこは公会計に移して、きちっとした集金体制を作っていくということで進めているという現状です。

山田委員 私も取立て屋まがいのことをやった経験がありますが、外国籍の方は文化が違うから援助費とかもらうと全部使ってしまう。それで、学校としては援助費がいつ出るとか、どの通帳に出るとか、制度がなかなか学校までうまく伝わっていない部分があったり、個人情報でそこまでできない学校がありますよね。だから、3カ月滞納、半年滞納なんて待たないで、1カ月でも2カ月でも滞納したところで学校が調査に入れるようなシステムにしないと。お金に関しては給食費だけではなくて、給食費滞納の人は学年費、旅行貯金、その他もろもろ滞納してしまうので、給食費だけという感じではなくて、いろいろ対応を考えないと。特に外国籍の方に対しては、丁寧にかつ厳しくではないですが、対応しないと学校が背負うかなと。その辺も学校とうまくタイアップして調整していけるといいかなと思いました。

学校給食課長 ありがとうございます。

教育長 報告第7号については承認することとします。

<報告第8号> 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

<報告第9号> 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会委員等の委嘱について

文化財課長 報告第8号「松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について」説明

報告第9号「特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会委員等の委嘱について」説明

橋本委員 一つだけ、質問いいですか。

教育長 はい。どうぞ。

橋本委員 少し気になっているのは、仕方がないのでしょうか、学術関係というと信州大学に依存せざるを得ないのかという疑問符があります。例えば、上高地近辺だとすぐ隣は岐阜県で、岐阜県だと岐阜大学の先生が並んでいるだろうと思いますが、近隣するようなところは、例えば高山市がどんな先生をやっているのかということ調査して、信州大学と岐阜大学の先生を形だけでもクロスをするといった発想というのは、あまり無いですか。

文化財課長 岐阜から先生をお呼びしたという経過は今までございませんが、実は今、保存管理協議会の中のこの裏のページの有識者の方だけでこの下に専門部会というのを設けています。今、上高地はさまざま問題があり、この専門部会を去年だけでも年間5回開いたという中で、なるべくおいでになりやすい方ということで、地元の大学の専門分野の先生をお願いをしているという経過がございます。

橋本委員 何故そんなことを申しあげたかということ、別に疑うわけではないですが、素人目から見ると、「委員会やりました。全部信州大学です。」という形になると、「市がやっているものは、信州大学となあなあではないか。」と私などは個人的にそういう発想を持ちます。だから、そこに専修大学の先生などが入っていますが、いくばくか散らばりがないと、大学が全部重なると、癒着とまで

は言わないけれど、疑念を生じる。要するに、今後、いろいろ委員を委嘱される
るときに、そうした発想も考えていく必要があるのかもしれないなと思いま
す。

教育長 信州大学は総合大学ですので、そういう意味ではいろいろな学部の先生方が
いらっしゃるといようなこともあります。貴重なご意見ですので、それは今
回のこれに限らず、そういうことは常に市民の方たちがどう思われるかとい
うことも考えていかななくてはいけないというご指摘だという風に受けとめさせて
いただきたいと思います。

それでは、報告第8号、第9号については承認することとします。

<報告第10号> 旧昭和興業製糸場の登録有形文化財への登録について

博物館長 報告第10号「旧昭和興業製糸場の登録有形文化財への登録について」説明

教育長 特に、ご質問、ご意見等ありますか。

橋本委員 一点だけよろしいですか。

教育長 橋本委員、どうぞ。

橋本委員 全くご参考までということですが、製糸業関係の重要性について紹介します。
たまたま私が日本銀行の支店長をやっていたときに、日本銀行100周年で日
本銀行の全国の支店のアーカイブスを全部検証させられました。その中で、A、
B、C、Dとランクが付いていますが、A級アーカイブスというのは一番多い
のは大阪支店でしたが、何と2番目は松本支店でした。何故かという、生糸
は国際相場が乱高下して、民間金融機関では貸し倒れが危なくて貸せないの
で、国策的に日本銀行が直接貸していたということで、その辺のアーカイブスが物
凄く残っています。日銀松本支店が特別だというのは、そういう経緯があるわ
けで、製糸業関連の文化財保護というときに、金融目から見た富国強兵策を担
った歴史的事情があるということをご参考にご聞いていただければと思います。

教育長 そうですね。まさに日銀松本支店が何故松本にあるかというその部分です
ね。それから今井五介ですとか、いろいろな製糸業と松本の発展というのは本
当に切っても切れないというようなことが、意外にまだ広く周知されていない
という部分があるので、今後はまさにその辺のところも。また機会があったら
橋本委員にその辺の講義をしていただけたらと思います。

それでは、報告第10号についても承認することとします。

<周知事項1> スマホの啓発チラシについて

<周知事項2> 教育文化センタープラネタリウム及び旧山辺学校校舎（山辺学校歴史民俗資料館）のリニューアルオープンについて

<周知事項3> 春の大型連休における教育施設の開館について

<周知事項4> 松本市寿公民館の臨時休館について

<周知事項5> 第20回国宝松本城「夜桜会」の開催について

<周知事項6> 松本市立博物館分館の企画展開催について

教育長 それでは、こども部から教育委員会資料ということで出していただいていますので、高山課長からよろしくをお願いします。

こども福祉課長 「30年度松本市子どもの権利に関するアンケート調査結果（概要）について」説明

教育長 ありがとうございました。

それでは、予定されていた案件は以上で終了しました。事務局からお願いいたします。

事務局 4月18日は教育委員研究会、25日は定例教育委員会となりますので、よろしく願いいたします。

教育長 それでは、以上で第12回本年度最後の定例教育委員会を終了いたします。

《閉会宣言》

赤羽教育長は、平成30年度第12回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

＜午後4時45分閉会＞

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

三村 恵美

会 議 録 署 名 委 員

市川 莊一

福島 智子
